2010 年 10 月 2 日

北海道大学　総長
佐伯　浩　　様

全国大学高専教職員組合
中央執行委員長　中嶋　哲彦

賃金交渉問題に係る要請書

貴職の高等教育充実に向けたご尽力に敬意を表します。

さて、全大教加盟組合である北海道大学教職員組合は、2009 年の人事院勧告に準拠する賃金不利益変更に当たり、貴職を相手として、北海道労働委員会に対し、不当労働行為の「救済申し立て」を行いました。しかも、こうした申し立ては国立大学の法人化以降、3 回に及ぶものと聞いております。

全大教は、学内の教育・研究等に係る事項については、大学自治をふまえ、学内での協議と合意により自主的に解決すべき問題であると認識しております。
しかし、学内の労使間の紛争が労働委員会という外部機関に出ざるを得ないという状況まで立ち至っている以上、全大教として、学内での解決を願う立場から貴職に対し、下記の要望を提出することに致しました。その趣旨をご高察頂き、特段の対応をお願いする次第です。

記

1. 3 度目の「救済申し立て」という事態をふまえ、労働委員会の審問に際して、労使間の問題解決のため誠実に対応されること。

2. 労働法、労働基準法などの労働関係法令に基づき、労使間の交渉・協議を重視する立場に転換されること。